

阪南市立社会体育施設等の優先使用に関する基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、阪南市教育委員会(以下「委員会」という。)が所管する社会体育施設等(以下「施設」という。)において、使用施設及び日時等の競合を避け、適正かつ円滑な事業の実施を図り、使用機会の公平性を基本とした有効活用を図るため、施設の優先使用(申請の一般受付開始前に施設の申請を行い、許可を受け、使用することをいう。以下同じ。)について必要な事項を定める。

(優先使用対象施設)

第 2 条 優先使用の対象となる施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 阪南市立総合体育館
- (2) 阪南市立中央運動広場
- (3) 阪南市立桑畑多目的グラウンド
- (4) 阪南市立桑畑テニスコート
- (5) 阪南市立テニスコート
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が認める施設

(優先使用区分)

第 3 条 優先使用の対象となる大会等及び優先順位は、次に掲げる順位とする。

- (1) 阪南市、委員会が主催又は共催する行事
- (2) 総合体育大会、地区大会、中央大会
- (3) 大阪大会以上のレベルの大会
- (4) 障がい者の大会で委員会が認めるもの
- (5) 阪南市社会体育施設の管理運営に関する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が行う事業のうち委員会が認めるもの

(6) 阪南市体育協会による事業

(7) その他委員会が認めるもの

(対象団体)

第4条 優先使用の対象となる団体は、社会教育関係団体のうち、年度ごとに次に掲げる書類を提出し、優先使用にかかる登録をしている団体とする。

(1) 規約、会則その他これらに類するもの

(2) 役員名簿及び会員名簿

(3) 事業計画書及び事業報告書

(4) 予算書及び決算書

(優先使用の申請)

第5条 優先使用の許可を受けようとする前条に規定する団体の代表者は、阪南市立社会体育施設等優先使用申請書兼許可書(様式第1号)に阪南市立社会体育施設等優先使用申請にかかる計画書(様式第2号)を添えて、指定管理者が定める提出期限内に阪南市立総合体育館に提出しなければならない。

(優先使用枠)

第6条 優先使用を行う枠は、指定管理者が決定する。

(優先使用の決定)

第7条 指定管理者は、大会等の目的や内容を審査し、優先使用許可の決定を行い、使用許可書を発行するものとする。なお、優先使用しようとする施設、目的、大会等が重複した場合は、使用しようとする団体の代表者を招集し調整会議にて決定するものとする。

指定管理者は、優先使用の許可後においても、事業の規模や内容により、優先使用に関する調整を行うことができる。

(優先使用の辞退及び変更)

第8条 前条の規定により、優先使用の許可を受けた者(以下「優

先使用者」という。)は次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに指定管理者にその旨を連絡し、阪南市立社会体育施設等優先使用辞退・変更届(様式第3号)に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 優先使用の許可を受けた期間より短い期間で大会等が成立し、残りの期間において優先使用をする必要がなくなり、辞退するとき又は期間を短く変更しようとするとき。
- (2) 予備日において優先使用の許可を受けている場合にあっては、予定していた日に当該大会等が成立し、予備日に優先使用する必要がなくなったとき。
- (3) その他の理由により大会等の実施を行わなくなったとき又は期間を短く変更しようとするとき。

(優先使用結果の報告)

第9条 優先使用者は、大会等の終了後30日以内に阪南市立社会体育施設等優先使用にかかる報告書(様式第4号)を指定管理者に提出しなければならない。

(優先使用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、優先使用者に対し、優先使用の許可を取消し、又は優先使用の停止その他必要な措置を講ずることができる。

- (1) 災害の発生時など指定管理者が使用不可としたとき。
- (2) この基準に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により優先使用の許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が不適切な使用と認めたとき。

2 前項の規定による優先使用の許可の取消し等により優先使用者に損害が生じても、指定管理者及び委員会はその責め

を負わない。

(細目)

第 1 1 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この基準は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。